補助金申請に必要な書類（建替）

①補助金交付申請書

対象建物の所有者又は所有者の２親等以内の親族が申請可能です。

※２親等以内の親族が申請する場合は、所有者からの同意書を添付してください

②確認済証（対象建物を建築した際にもらうもので、当時は「確認通知書」という。）

紛失している場合、福岡市役所（福岡市中央区天神１丁目８－１）４階の建築指導課において、「台帳記載事項証明書」を取得してください。（取得には２、３日要します。）

昭和25年以前の建物には確認済証はありませんので、その場合は建築年のわかる書類をご準備ください。（下記のいずれか）

・土地家屋評価証明書：区役所で取得できます。その際は、申請時に課税上の経過年数を記入してもらうよう窓口でお申し出ください。

・建物の全部事項証明書（昭和25年以前に新築の記載があるもの）

③建物の全部事項証明書

確認済証と所在地が異なる場合は閉鎖登記簿の謄本が必要です。（法務局で取得）

所有者情報（名義や住所など）が更新されておらず、現在と異なる場合などは、現在の情報が分かる書類（住民票や戸籍など）を添付してください。

※売買による取得直後で、所有権移転登記前の場合は、売買契約書を添付してください

④耐震診断結果報告書又は容易な耐震診断調査票

診断書作成日時が申請年度の前年度以内である報告書（構造評点0.7未満）を添付してください。

もしくは、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第１号）で倒壊の危険性があると判断されたものを添付してください。

⑤既存住宅の図面（付近見取り図、配置図、平面図、立面図、全景写真）

配置図や平面図、立面図については、新たに作成する必要はありません。付近見取り図及び写真（全景が確認できるもの）は必ず添付してください。

※容易な耐震診断調査票にて一見して倒壊の危険性があると判断した場合は、根拠となる写真を添付してください。

⑥耐震改修工事にかかる額を確認できる見積書

※申請時点で有効期限を過ぎている見積書はお受けできません

※申請者あての見積書であることをご確認ください